

北九州市第7回30年公募公債（定時償還）

発 行 要 項

1. 発行者の名称 北九州市
2. 発行総額 金100億円
3. 各公債の金額 1,000万円
本公債については、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)の規定の適用を受けるものとする。
4. 利率 年0.416パーセント
5. 発行価額 額面100円につき金100円
6. 償還金額 額面100円につき金100円
7. 償還の方法及び期限
元金は、令和5年11月27日を第1回償還期日として各公債につき金19万5,000円を償還し、その後、毎年5月27日及び11月27日に各公債につき金18万5,000円ずつを償還し、令和32年5月27日にその残額を償還する。ただし、償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。買入消却は、いつでもこれを行うことができる。
8. 利息支払の方法及び期限
利息は、発行日の翌日から償還期日までこれを付け、毎年5月27日及び11月27日の2回におのおのその日までの前半か年分を支払う。ただし、利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日にこれを繰り上げる。償還の場合に半か年に満たない利息を支払うときは、半か年の日割をもってこれを計算する。償還期日後は利息を付けない。
9. 申込期日 令和2年5月14日
10. 募入方法
応募超過の場合は、本公債の引受並びに募集取扱会社の代表者が適宜募入額を定める。
11. 払込期日 令和2年5月27日
12. 募集の受託会社 株式会社みずほ銀行
13. 引受並びに募集取扱会社
みずほ証券株式会社（代表）
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（代表）
大和証券株式会社（代表）
14. 振替機関 株式会社証券保管振替機構
15. 応募者利回り 年0.416パーセント

以 上